

報道発表資料の配付日時 2月14日(水) 10時00分

発表項目 (行事名)	産業廃棄物処理施設設置許可申請の縦覧に係る告示について
概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があったため、同法同条第4項の規定に基づき本日告示するとともに、申請書等の縦覧を開始したのでお知らせします。</p> <p>なお、申請書の概要や、縦覧場所、時間及び期間等については、下記のほか別紙(報道資料)のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請書の概要</p> <p>(1) 申請年月日 令和6年1月26日</p> <p>(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名 北海道岩見沢市宝水町207番地1 有限会社そらまめカンパニー 代表取締役 江本 勝典</p> <p>(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所 北海道岩見沢市宝水町145番1外16筆</p> <p>(4) 産業廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場、管理型最終処分場</p> <p>2 申請書等の縦覧の場所、時間及び期間</p> <p>(1) 縦覧の場所及び時間 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課 8:45~17:30 岩見沢市市民環境部環境保全課 9:00~17:30</p> <p>(2) 縦覧の期間 令和6年2月14日(水)~令和6年3月15日(金)</p> <p>3 意見書の提出 この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。</p>
参考	

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	空知総合振興局保健環境部環境生活課(担当者:主幹 保坂 智史) TEL:0126-20-0041(内線:2951)
-------------	--

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書縦覧の告示を行ったのでお知らせします。

記

1 申請書の概要

(1) 申請年月日

令和 6 年（2024 年）1 月 26 日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

北海道岩見沢市宝水町 207 番地 1

有限会社そらまめカンパニー 代表取締役 江本 勝典

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道岩見沢市宝水町 145 番 1 外 16 筆

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロ（安定型最終処分場）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ハ（管理型最終処分場）

2 申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課 8 時 45 分から 17 時 30 分まで

（北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目 庁舎 4 階）

岩見沢市市民環境部環境保全課

9 時 00 分から 17 時 30 分まで

（北海道岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号 庁舎 2 階）

(2) 縦覧の期間

令和 6 年（2024 年）2 月 14 日（水）から令和 6 年（2024 年）3 月 15 日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

- この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置の場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。
- 意見書は、北海道知事（空知総合振興局保健環境部環境生活課）に令和 6 年（2024 年）3 月 29 日までに到着するよう提出すること。